

## 増上寺徳川家霊廟の風景（9）

文昭院の灯籠配置について（下） — 勅額門を超える灯籠たち —

この論考の（8）を終えた後に、文昭院御霊廟内の灯籠の考察としては、勅額門内の灯籠を残すのみとなってしまいました。この考察は常憲院、文昭院の残された灯籠配置図を元にすればそれ程手間の掛かる仕事とは思っていませんでした。元々増上寺の風景を書いてきましたので台徳院から自然に文昭院に至り、寛永寺の常憲院廟に関する史料は、参考として使用していたに過ぎませんでした。しかしふと、現存する日光大猷院の灯籠配置はどうなっているのかとの疑問を抱き、調査が許されたのを機会に大猷院廟の灯籠配置についての考察を行い、『徳川家霊廟奉獻石燈籠の成立と展開』の中で引き続き厳有院廟までの流れを追うことが出来ました。

改めて文昭院廟勅額門内の灯籠の考察に取りかかろうとして、今度は、そもそも「勅額門」とは何かという単純な疑問に取り憑かれました。ところが「勅額門」について調べてみても寛永寺、増上寺の霊廟勅額門が例示されるだけで、堂々巡りの感が否めませんでした。

「勅額門」の例示の一つとして紹介されている香川県に在る白峰寺の頓証寺殿は、崇徳上皇の慰霊のために建立されたものですが、応永二十一年（1414年）足利義持の奏請によって後小松天皇の宸筆になる勅額が掲げられました。その後江戸時代になって延宝八年（1680年）には、高松藩主の松平頼重・頼常が願主となり頓証寺殿「勅額門」が再建されました。従って頓証寺殿勅額門の場合下賜された勅額を再掲するために「勅額門」が建てられました。台徳院以下歴代の徳川将軍家霊廟の「勅額門」は、最初から勅額を下賜されることを前提とし、しかもその門によって一つの閉ざされた霊域が出来ることを意図して造られた建造物と考えられます。

本来は豊国社から日光東照社を経て台徳院以降に至る「霊廟建築」の成立の過程から「勅額門」について考察を深めていくべきですが、ここでは増上寺と寛永寺の将軍家霊廟における勅額の下賜の経過を追いながら「勅額門」に関わる問題を考えていくことにしたいと思います。

### 1 「勅額門」という言葉

台徳院の院号と勅額の下賜については山澤学氏の『日光東照宮の成立』が

詳しく取り上げています。

大御所秀忠の死後、台徳院殿の祭祀を進めるにあたって意識されたのは、明らかに東照大権現の祭祀手法であった。その法会もまた、勅会たらんとし、日光東照宮の陽明門に相当する勅額門に掲げる院号の額として後水尾上皇宸筆による勅額の下賜、および正一位を贈位する位記の発給を執奏し、それらを実現させた。これらについて、朝廷側は、「新義」として難色を示したものの、結果としては応じることになった。

そもそも台徳院という院号も、東照大権現と同様、天皇から発せられた勅号であった。武家伝奏権大納言日野資勝は、「涼源院殿御記」寛永九年二月六日条に、家光の命により羅山林道春が上洛し、京都所司代板倉周防守重宗とともに同じく武家伝奏の三条西実条にはたらきかけ、公家衆に「相国様御院号勅号ニ被仰請度由候、等類ナキ似合申候を御所望之由」を執奏したことを記している。

武家伝奏日野資勝の日記である『涼源院殿御記』（国立公文書館デジタルアーカイブ）では二月七日の項に「御院号ヲ御堂ヲ立申サレ勅額ニ有度ノ仰之由」という言葉も見えますので、最初から法会が勅会であること、勅号と勅額が下賜されることがセットとして求められて居ることが判ります。『大猷院殿御実紀』にはこの間の事情を

○（二月）晦日此日早天より大僧正天海。金地院崇傳等御追號の議あり。林道春信勝。永喜信澄もこれにあづかり。天海が考進せし衡岳院の號を用ひらるべきかとて互に論議する間。天海大いに怒りの、しり信勝。信澄も不快して争ひやまねば。京に聞えあげ。勅號を請せ給ふべしとの御旨にて各退出す

○（三月）九日儒職林道春信勝御追號の事にて京に遣され。傳奏の輩に議せられしが。けふ歸謁す。大御所御追號の事。叡慮もて仰出さるべし。且。當今には太上天皇の尊號をも進らせ給はん。叡慮なれど。先正一位を贈らせ給ふべき御内旨なりとぞ。又此程。内。院にも御さうじに渡らせ給ひ。御廟額も少し御悩ましますと雖ども宸翰を染らるべきよし聞えける。

と有りますので、幕府内部で諡号の決定が出来ず、朝廷にその決定を委ね、何とか勅号と勅額が下賜されることになった経緯が判ります。

『本光国師日記』の六月九日の条には



台徳院勅額門（所沢市狭山山不動寺）

又今度之 勅額之掛所。大炊御尋候。額ハヒタイニテ候。雨打之上額之間ト申所可然敷ト申す。十一日之朝。増上寺へ同道可有之由候間。御意次第ト約束申也。

と有りますので、土井大炊頭より札式に詳しい崇伝に、事前に勅額を懸ける位置についてお尋ねがあったことが判ります。「雨打」や「額之間」は寺社に関する建築用語ですが、「雨打」（ゆた）は「裳階」とも呼ばれる部分です。台徳院の勅額門は狭山の不動寺に現存しています。「裳階」は在りませんが屋根の下、柱と柱の間、長押上の部分に勅額が掲げられています。

「額之間」について確認出来ると思います。「吉良家日記」寛永九年四月の項には

寛永九年 申四月

増上寺勅額之御札御進物之留

御使若狭守（注：吉良若狭守義冬）

一、銀五百枚  
御給五拾

院御所様

『大猷院殿御実紀』にも四月二十八日の項に「高家吉良若狭守義冬勅額御謝使命ぜられ。上洛の暇賜ふ。」と有りますので四月九日に年始の賀と日光で行われる東照宮の十七周御神忌に参列する為に江戸に着いた勅使が「勅額」を齎した物と考えられます。田邊泰の『徳川家霊廟』には勅額門の項に「増上寺役鑑便覽」卷二によれば、勅額の裏には「寛永九年壬申四月十六日庚申」と書かれてあるといふ。」と記していますし、港区教育委員会の『台徳院霊廟跡の考古学』にも「その額の裏には「寛永九年壬申四月十六日庚申」と書かれている」と断定していますので、崇伝に諮問のあった六月九日以降、上棟式の七月二十四日迄にこの四脚門に「勅額」が掛けられたことに間違い

は無いと思います。

『吉良家日記』寛永十年正月二十四日の「酉正月二十四日、台徳院様就一周忌、御仏詣次第」には「一、三使共ニ四足ノ御門外ニテ長柄ヨリ下ル」と記述している様に、「四足ノ御門」という言葉が四ヶ所で使われており、孰れも長柄（轆）の下乗位置に関わる記述になっています。また『増上寺史料集第一巻』の「台徳院廟参詣攝家衆以下下乗定書」には

覺（御靈屋前）  
門跡方公家衆下乗御定御書付（貼紙）「公家衆下乗之御定」

一、攝家衆・官衆、 四足御門之前石段之下ニ而長柄方御下之事、  
一、御門跡衆同前、  
一、大納言・中納言・宰相・院家之僧正衆、惣門之前ニテ、こしより下可被申事

一、中將・少將・侍従、其外無官之院家ハ、山門南之橋ニテ下可被申事（極樂橋）  
一、山門南之橋より、公家衆の供、ゑほしきさるもの入申間敷事、但、坊官ハ各別たるへし、  
正月廿四日

と有りますので、台徳院の「勅額門」も初めは「四足御門」と呼ばれていた物と思われれます。

朝廷に奏請し下賜された勅額を掛ける門を「勅額門」と記載している最初の例は、私の知る限り大工頭鈴木修理の『鈴木修理日記』（以下『修理日記』）延宝八年五月十日、つまり家綱薨去の翌日の記録で有ろうと思われれます。

一御老中御前江罷出、上野御絵図披之、御廟之場之義奉伺候処ニ、津梁院・元広院・円寿院一門ニ入、岸之方十間程置、御廟所ニ仕、夫方段々ニ御仏殿・御拜殿・御唐門又は勅額門仕来候為、免角間数等相改、場所見分可然之由、大久保加賀守殿御出之筈ニ付、内匠・余も帰宿、（以下略）

と記載があり、「勅額門」が霊廟の構想段階に取り入れられていることが判ります。同じく延宝八年八月二十五日の記録には

廿五日 辛巳 雨降

殿有院様御仏殿仕様帳出来、内匠寄合聞之、午刻登城候処、又明日持参候

様ニと被仰、未刻退出、川口源左江寄、(下略)

廿六日 壬午 陰

卯后刻登城、上野江御成、御目見、御成以後、加賀守殿江昨日之新御殿之差図差上ゲ、退出、(下略)

と有つて『厳有院様御殿仕様帳』の名前が確認出来ます。この厳有院御殿仕様帳の写しと思われる史料が都立中央図書館の木子文庫に所蔵されています。「厳有院靈廟(上野)仕様帳」で、表紙題簽には「延宝八年八月 厳有院様御殿其外仕様書之覚 甲良豊前」と記載されています。甲良豊前は鈴木修理配下の大棟梁ですが、この時期延宝四年八月五日に亡くなった家綱正室高巖院廟の造営に携わって居たためか、厳有院廟造営のご褒美拝領者の中に鶴飛驒、平内大隅の名はありますが、甲良豊前の名は有りません。恐らくこの『厳有院様御殿仕様帳』は手控えの為に甲良豊前が写し取っておいた物と考えられます。

この『厳有院様御殿其外仕様書之覚』は都立中央図書館のデジタルアーカイブスから閲覧が可能です。中身は

- ・ 御仏殿・御仏殿方拝殿江之御廊下
- ・ 御拝殿・御拝殿前御廊下
- ・ 御唐門・廻廊・御玉垣・御同所平唐門
- ・ 鐘楼・御水屋
- ・ 勅額御門・同所左右之塀
- ・ 二天門
- ・ 御仏殿方御供所江之廊下・御供所
- ・ 内之御庫・外之御蔵・塀重門
- ・ 御廟之御拝殿・御廟御内之塀・御同所外廻り塀
- ・ 土瓦塀・大腰懸ケ

と順に靈廟を構成する建物や造作物の仕様が書き出されています。

この中に「勅額御門」の名が見えます。

実は『厳有院殿御実紀』延宝三年四月九日の大猷院二十五回忌の法要の後、二十日に諸大名と共に家綱が大猷院廟へ参詣した記事に「國持并に四品以上普第の輩 勅額門内に伺公す」と有るので大猷院廟でもこの時期までには「勅額門」と呼ばれていたのでは無いかと思われるのですが、この法要を記録した『修理日記』の四月十九日の記述には

十九日 丁未 霽陰

已下刻、転法輪右大臣・中御門大納言・菊亭大納言・烏丸中納言光雄同道二而何も四足御門外ヨリ出長柄、各衣冠、浅黄直衣、寺社奉行小笠原山城守・戸田伊賀守衣冠、四足御門迄迎二出、吉良上野介・大沢兵部太輔衣冠、御唐門下迄出迎之、右大臣・公卿之供奉、諸大夫布衣有御唐門之外、追付日門主・聖護院門主・梶井門主・竹内門主、是又四足御門□(原注…方丸輩出給、或は紅衣紫衣有銘々二、先衣冠之童形、跡布衣坊官供奉、止御唐門外、導師毘沙門堂御門跡、四つ足門外帷幄殘給

と有つて、下乗すべき門の名前を「四足御門」と書いています。鈴木修理は大工棟梁を支配する大工頭であり、常に山内を巡検して営繕の指示を出していますので、言葉の使い方には敏感であるはずですが、『厳有院殿御実紀』は後からの編纂記録ですので、同時代史料である『修理日記』に従って「勅額」を掲げた門を「勅額門」と呼ぶようになったのは厳有院廟以降と考えておくことにします。

## 2 「勅額」の下賜

「勅額」の下賜がどの様な形で行われたかを見てみることにします。

「関東の申請により」天皇、上法皇が「勅額」の為の宸筆を行い、使いを立てて関東へ下向させます。『有章院殿御実紀』では「勅額使」と呼んでいます。

勅額使に関する記述が見えるのは厳有院廟から『続史愚抄』天和元年(延宝九年)四月の記事には

○七日庚寅。厳有院贈太政大臣家綱。靈屋勅額賜二宸翰一(依レ例申請云。)使左衛門督宗量。持二向關東一。(○長貞卿記、番衆所日記、基量卿記)

と有り、宰相の難波宗量が遣わされますが、『常憲院殿御実紀』には

○廿日けふ難波宰相宗量卿のもとに。大久保加賀守忠朝して。勅額を迎へしめらる。高家吉良上野介義央添たり。黒木書院にて拜覽し給ふ。

○廿一日御直垂召。白木書院に出給ふ。御太刀は上杉伊勢守長之。御刀は林相模守直秀役し。難波宰相宗量卿拜謁あり。饗下され。帰洛のいとま給ひ。銀百枚。時服十給ふ。

と迎接の様子が記録されています。

『修理日記』延宝九年の項には四月二十一日に上棟を終えた巖有院靈廟拝殿に勅使を迎えて供養が行われた記事に

四月廿三日 丙午 霽

巳刻、稻葉美濃守・酒井修理大夫・松平因幡守其外高家之面々、御馳走人之諸大夫役送、御小性衆之諸大夫、或衣冠、或東帶列座、午刻、大炊御門内府・油小路大納言・日野中納言・愛宕三位、束帶ニ而参伺、長柄、於勅額門外下ル、勅額掛之、勅額は難波宰相持参、到唐門、解帶劍、揖シテ階ニ上ル、(下略)

「勅額掛之」という記述が有ります。「勅額門」前で勅使が下乗して、すので、「勅額」が掛けられたこと、勅額使が難波宗量であったこと、勅使の下乗の位置であることを示す記録で有ると思われま。

なお田邊泰は「尊靈記」によれば、『勅額靈元院宸翰』と記されてゐるが現在では失はれてゐる。」としています。

常憲院廟の場合には勅額使は平松前中納言時方で、『文昭院殿御実紀』は

○十一月十七日 常憲院殿靈廟の 勅額を京より進らせ給ふにより。平松前中納言時方卿の旅館に。大久保加賀守忠増まかりむかひて請とる。高家織田能登守信門そひたり。時方卿新院の仰ごとを伝へられ、加賀守忠増かへり参り。黒木書院にて 勅額を御拝覧あり、小濱志摩守久隆、間宮播磨守信明そひて山に参る(日記)

大久保加賀守忠増が勅額使の「旅館」まで「勅額」を迎えに行き江戸城黒木書院での拝覧の後、寛永寺に運ばれたことが判ります。

田邊泰は「尊靈記」によれば、東山院の宸翰であつたことが記されてゐるが、現在は失はれてゐる。」としています。

文昭院廟の勅額使は風早宰相公長で靈元上皇の宸筆による勅額が届けられます。『続史愚抄』正徳三年八月の項は

○廿二日丁酉 贈太政大臣家宣。増上寺佛殿額法王被<sub>レ</sub>染<sub>二</sub>宸筆<sub>一</sub>賜<sub>レ</sub>之。

(兼關東申請) 使風早宰相公長。下<sub>二</sub>向關東<sub>一</sub> (○基長卿記)

『有章院殿御実紀』は

○六日 勅額使風早宰相公長卿参向せられければ。井上河内守正岑慰勞の御使す。高家織田能登守信門添たり。久世大和守重之 勅額請取として行むかふ。高家中條山城守信實そひたり。宰相公長卿 上皇の御詞をつたふ。額は目付鈴木伊兵衛直武屬吏ひきつれ。護送して本城にのぼり。大廣間大廊。波間。波間竹廊より黒木書院もちいで。宿老并間部越前守詮房。本多中務大輔忠良。少老。をよび 靈廟の事奉はりし小姓。小納戸等拝観して。それより間部隱岐守詮之。細井泉督安明。窪田肥前守忠任添て増上寺に参る。伊兵衛直武はさきだつてかしこにまかる。

○廿二日高家畠山下総守義寧 勅額の謝使奉はりいとまたまふ

となり。上棟は四月五日です。

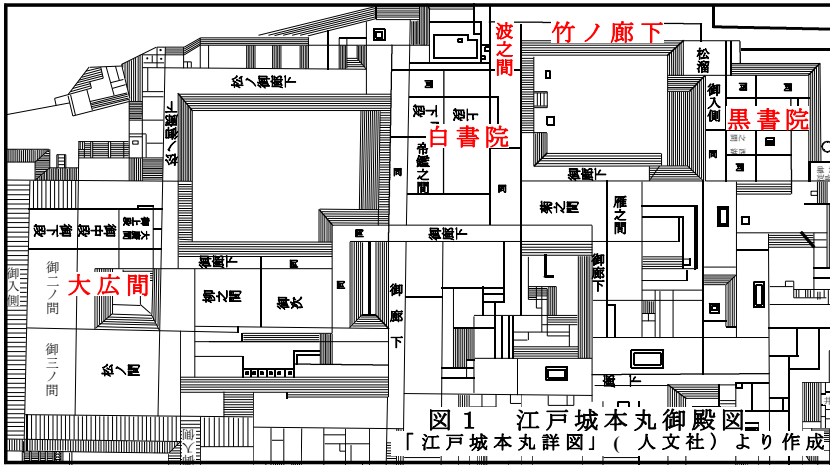
最後の有章院廟では勅額使は滋野井中納言公澄。靈元法皇の宸筆による勅額が下賜されます。『続史愚抄』享保二年三月廿二日の記録です。

○廿二日丁丑。被<sub>レ</sub>發<sub>二</sub>遣東照宮奉幣<sub>一</sub>先被<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>日時<sub>一</sub>上卿權大納言。豐忠。幣使刑部卿。氏孝。奉行藏人頭左中將隆戒朝臣。此日。有章院贈太政大臣家繼。増上寺佛殿額法皇被<sub>レ</sub>染<sub>二</sub>宸筆<sub>一</sub>賜<sub>レ</sub>之。(依申請也) 使滋野井前中納言公澄。下<sub>二</sub>向關東<sub>一</sub> (○公卿補任、番衆所日記、基長卿記)

これに対して『有徳院殿御実紀』は以下の様になります。

○六日有章院殿靈廟に。法皇宸翰の扁額を進らせらる。滋野井中納言公澄卿護送して西久保天徳寺にいたる。よて宿老久世大和守重之して勅額をむかへしめらる。高家畠山下總守義寧。中條對馬守信實これに副ふ。かさねて戸田山城守忠貞御使を奉じて慰勞す。高家大友因幡守義間そひて参る。勅額は寺の上段におきて。中納言公澄卿 院旨を傳ふ。大和守重之拜授して。目付加藤右近明教に護せしめ。本城にいたり。大廣間に渡し奉るほど。大和守重之に。少老大久保佐渡守常春そひて拜接し。大廊を導き。波の間竹廊より。黒木書院の上段に安置して後。黒木書院に出給ひ。勅額を御拝覧あり。宿老。少老拜覧しはて、靈廟經營の事奉はりし寄合酒井伊豆守友完。竹田豊前守忠雄其 御額を拝受して。小普請方の徒を従へ増上寺に護送す。寺には目付加藤右近明教先達て迎へ奉る。此日よりして。先手の隊伍 靈廟の番をゆるさる。

○七日御直垂めして。久世大和守重之先導し。畠山下總守義寧御太刀。桑



山豊前守通政御刀とりて。白木書院に出給ひ。滋野井中納言公澄卿引見あり。勅額の御謝詞をのべたまふ。公澄卿かねて拝謁し。太刀銀馬代。紗綾を獻じ。銀百枚。時服十つかはされ御饗應あり。  
○十八日 勅額御謝使を立らる。高家横瀬駿河守貞頭奉はりていとまくださる。よて 法皇に銀五百枚。蠟燭千挺進らせたまふ。

吉宗以降將軍は増上寺、寛永寺の以前の將軍靈廟へ相殿となりますので、「勅額門」が建てられることも、「勅額」が下賜されることもありませぬ。「勅額」拝受の様子を私なりにもう少し読み解いていくために、白書院、黒書院の性格の違いについて深井雅海氏の『江戸城をよむ』から「將軍への謁見に使用される書院」の項を見てみることにします。

白書院と黒書院はいわば將軍の表向での応接間であり、本丸御殿の西側に、中庭をはさんで設けられていた。どちらかといえば、玄関に近い白書院の方が公的な行事に用いられ、黒書院は日常的な行事に使用された。たとえば、大廊下詰や溜間詰大名の將軍への謁見は、年始や五節句の場合は白書院、月次（毎月一・一五・二八日）の場合は黒書院で行なわれた。

『有徳院殿御実紀』の四月七日の勅額使への謁見は白書院で行われ。同じ深井雅海氏の『江戸城御殿の構造と儀礼の研究』によれば勅使・院使の饗応の場は白書院下段とされています。大広間は勅使を迎えるの將軍宣下に使われますので、ここでも表玄関から迎えられる勅額は一度大広間に運ばれ、老中、若年寄により受け取りが行われ、その後將軍の日常的な行事の場で有る黒書院に運ばれて、將軍が拝覧したことになる。

少しくどい記述になりましたが、將軍の薨去に伴い造立される將軍靈廟には幕府の要請を承けて朝廷より勅額が下賜され、勅額使と呼ばれる勅使によって靈廟上棟に合わせて江戸に運ばれたことが判ります。

### 3 「勅額門」を超える灯籠たち

ここまでで「勅額」がどのような儀礼を以て靈廟に迎えられ、「勅額門」がどのような儀礼空間を作り出していたかその一半が判り頂けたかと思えます。

ここからは靈廟空間の中でこの「勅額門」によって区画された靈域にどのような大名達が灯籠の献納を行っているかを見ていきたいと思います。まず台徳院からみていくことにします。

台徳院の靈廟構造については先行する日光東照宮が規範になった事は間違いないありません。しかし靈廟建築の先駆とされる豊臣秀吉の豊国社と徳川家康の東照宮は「人を神として祀る」施設であり、「人として葬られる」台徳院の墓所造営にそのまま当て嵌める事は出来なかつたと思われませぬ。

本光国師崇伝は、秀忠薨去後間もない二十九日に天台僧正と共に江戸城本丸に呼び出され、どのような靈廟を造成すべきか意見を求められます。

一同正月廿九日。從 御本丸召候而出仕。僧正も出仕。各昨日之御衆御出合。上意二ハ。相國様墓所卵塔之上二堂健。上様も諸人も參詣可有之か。又別二御寺立候て。御位牌立可有御參敷。先規可申上由。國

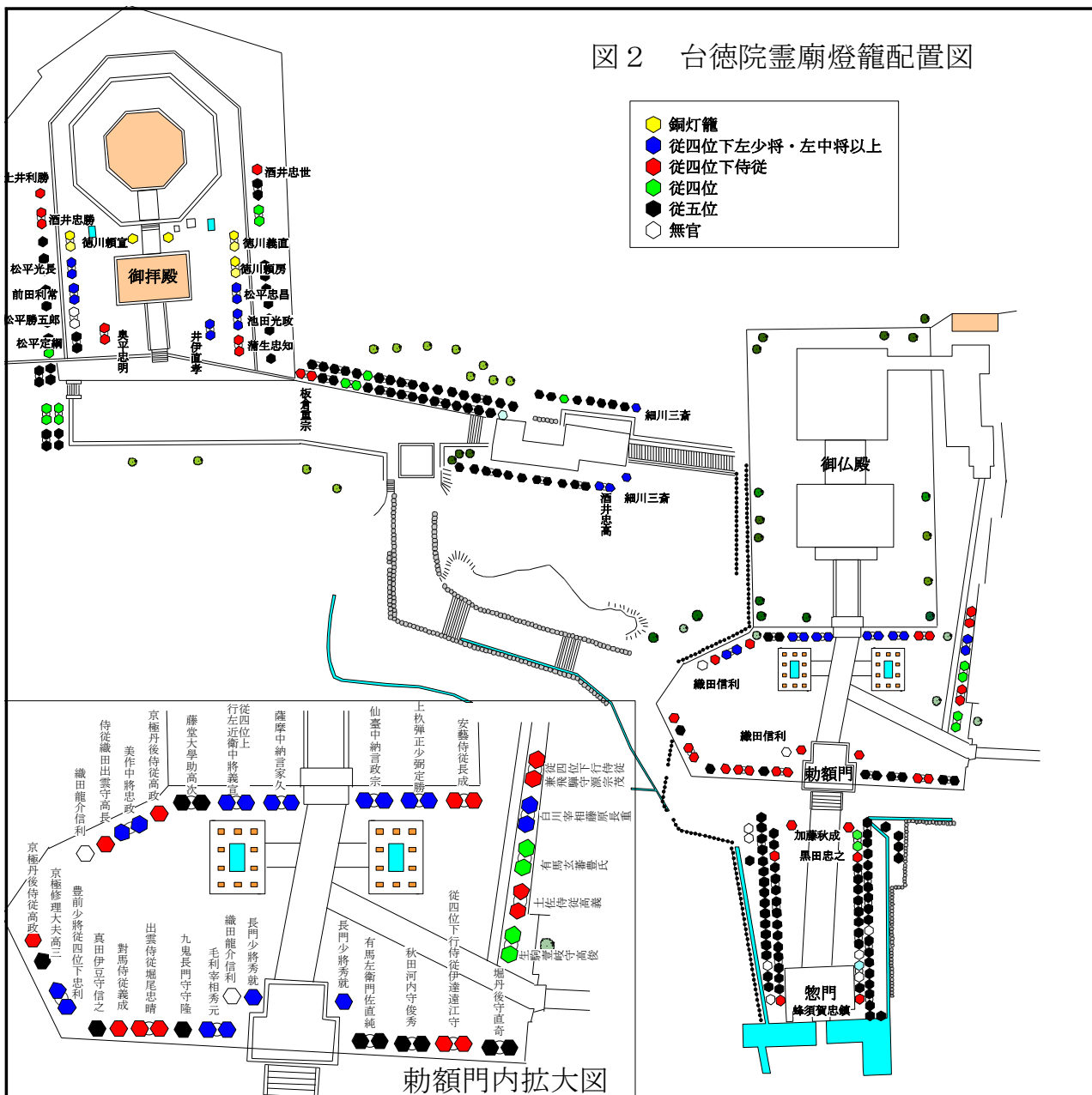
(注 崇伝) 申ハ。塔頭と申ハ。卵塔之ほとりと書候て。卵塔二建候寺ヲ申候。昭堂ト申ヲ建候て。其二ハ木像ニても。繪像ニても。位牌ニても立候。是へ常二ハ御參候。墓所へハ。盆などの外。忌日年忌之外二ハ。常二ハ御參なく候と申候へハ。僧正も其通と一統二御申候。則被立 御耳尤と御意之由 (『本光国師日記』)

諮問されたのは遺骸が埋葬される「墓所」の外に、位牌を建て日常の参詣が行われる「仏殿」を設ける形式に対する先規で、どのような靈廟構造が死後の將軍の權威を高める為に必要かが模索されています。

尚廟所と仏殿に対する呼称は 正徳三年九月の『有章院殿御実紀』に

○十四日 けふ仰出されしは。今より後 廟殿の事を。佛殿并に御堂と稱し來りしを 靈屋となへ。御墓所を 御廟と稱せしを。寶塔とあらため

図2 台徳院靈廟燈籠配置図



稱すべしとなり。

としていますが必ずしも厳密に守られていたわけでは無い様です。本稿でも都度判りやすい表記で記載しています。

今回新たに台徳院の灯籠配置図を作成してみました。(図2)このシリーズの(14)「引き継がれた灯籠たち」では台徳院靈廟に献納された灯籠について書き上げられた記録である『台徳院御靈屋献備御燈籠記』と、文政十年頃に靈廟修復のために灯籠を引き継いだ大名、旗本家を記載した『台徳院様御靈屋并御廟前献備御燈籠御水屋等御修復願』を元に考察を試みました。今回はその際にも使用した『享保年間による彩色大絵図』を元に灯籠を献納した大名の官位に従って色分けをしてみます。

『台徳院御靈屋献備御燈籠記』には各灯籠の銘文を記録してありますので、一周忌以降に献納された灯籠は削除し、当初に献納された灯籠だけを記載しています。(黒田忠之の灯籠だけは記載してあります。)

もう一つ、かつて『千秋文庫「増上寺絵図」の世界』の中で指摘しておきましたが、絵図には『台徳院御靈屋献備御燈籠記』に記載されていない十七大名二十二基の灯籠が描かれています。多くは本人の代或いは数代の内にも断絶してしまう大名の物ですが、これらの灯籠もそのまま残しておきます。

台徳院の廟所での灯籠配置についても崇伝に諮問があり、崇伝はそのマスタープランを次の様に書き記しています。

一同日(七月十七日)。土大炊殿。従 御城直に御出、松右衛門殿。道春永喜同道也。増上寺へ今度諸大名。各石燈籠御寄進立所何様に可然哉。可申上由、則書付上ル。案在左。

石燈籠可被成御立所之覚

一御廟所之廻りに御連枝衆。其外ちかき御一門方并つね／＼に 御前ちかく御奉公被致候衆之石



台徳院勅額門内

燈籠可被成御立敷。  
一御佛殿之御前に。官位高き大名衆。其外國持衆。それより次第々々に御立可被成敷。以上。  
(『本光国師日記』)

絵図に見る限り、このプランに基づいて灯籠が配置されていたことが判ります。「勅額門」内には「官位高き大名衆。其外國持衆。」の灯籠が配置されました。

勅額門内の大名で気になるのは、織田龍助信利(勝)です。無官ですが小川恭一氏の言う「官位特格家」で父の信則は従四位下侍従、本人は従五位下上野介に叙任しますが、若くして亡くなり無嗣断絶となります。年数を経れば従四位下侍従を極官とする家柄でした。

もう一つ気になるのが、勅額門外に在る黒田忠之の灯籠です。本来ならば勅額門内に在ってしかるべきですが、献納されたのも寛永十一年四月二十四日で、不自然です。

『寛政重修諸家譜』には次の様な記述があります。

十年三月十六日去年家臣栗山大膳某忠之が陰謀の企あるのよしを訴ふ。忠之寺院に蟄居し、その過りなきむねをなげき申により糾問せらるゝのころ、遠慮なき所行ありといへども、大膳某が訴へし條はみなその實なきにより、恩免を蒙りて本領を安堵す。

『台徳院殿御実紀』にも詳しい記述が有りますが、藩主の黒田忠之と旧来の家臣団との対立により起きたお家騒動、いわゆる黒田騒動です。福田千鶴氏は『御家騒動』の中で、寛永九年台徳院葬儀後一時国元に戻っていた忠之の動きを次の様に整理しています。

忠之は八月二十五日に福岡を出発、九月十日に江戸に到着し、桜田の上屋敷に入った。しかし、家光への目見えは許されず、十一月十七日に、翌日西の丸に登城するよう命じられた。十八日、西の丸に登城した忠之は、加藤忠広の配流を命じたばかりであるのに、ほどなく大膳と騒動に及んだことが「越度」とされ、大膳訴状の実否についての審議があることを伝えられた。その翌日、忠之は上屋敷を避けて麻布の下屋敷に移り、謹慎した。

七月二十四日には上棟のなった台徳院霊廟へ將軍家光以下御三家諸大名が参詣し、万部経の読誦が行われ造営の行賞が行われています。また『大猷院殿御実紀』の同日の記録には「京極丹後守高廣(高政) 霊廟に石燈一双を献ず」と記されています。『大猷院殿御実紀』では、台徳院霊廟への灯籠献納の記録はこの一ヶ所しか記載がありませんので、何故京極高廣の灯籠のみが記録されているのかよく分かりません。いずれにしろ黒田忠之は下屋敷に謹慎すると共に灯籠の献納を一時差し控えた物と思われます。

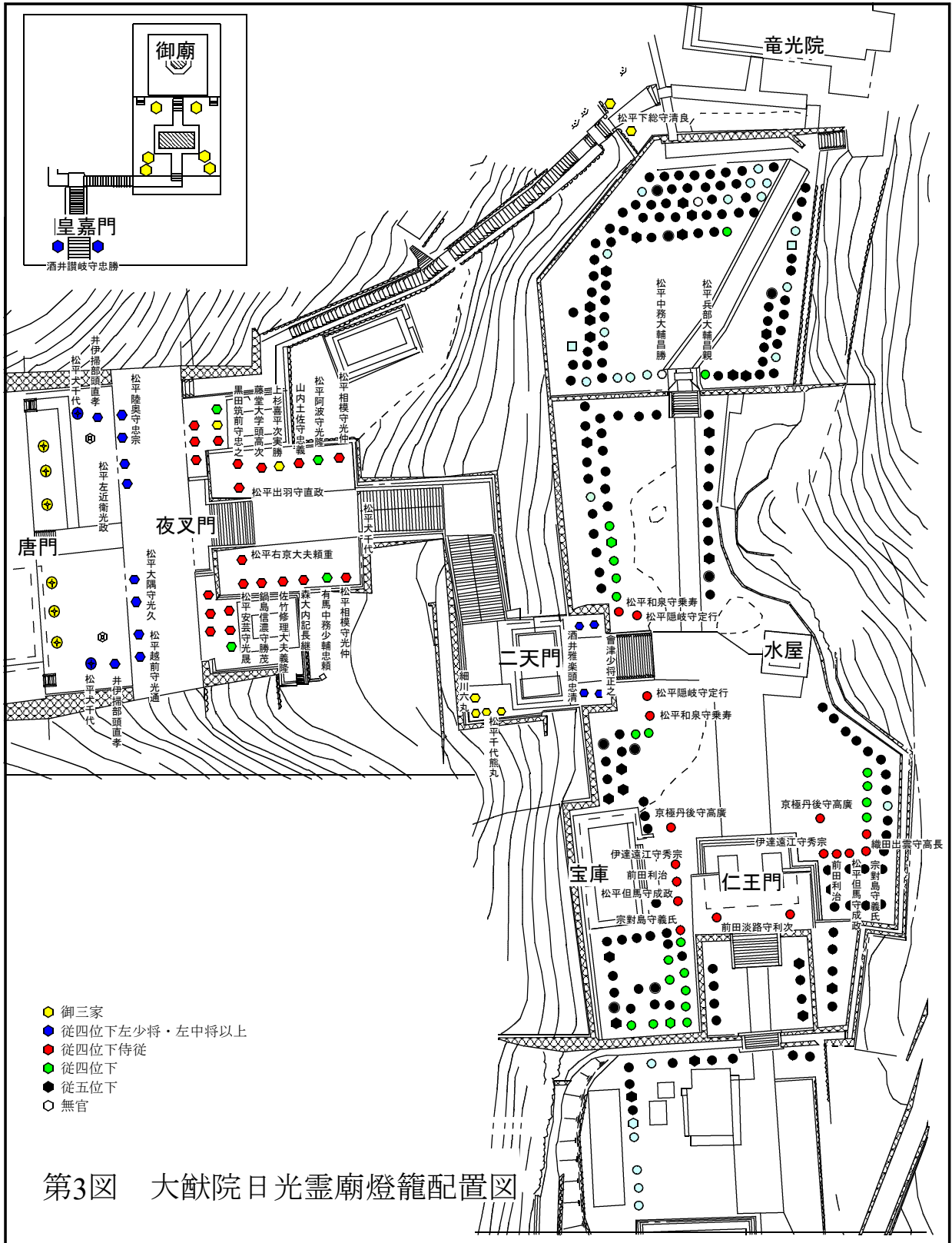
灯籠の配置で面白いと思われるのは、惣門の入り口左右の蜂須賀忠鎮の灯籠、そして勅額門前左右の加藤明成の銅灯籠、そして勅額門内入り口左右の毛利秀就の灯籠です。後に勅額門内左右の灯籠は前田家の定席となりますが、この様な謂わば目立つ位置に灯籠を配置することを各大名は求めた物と思われまます。

最後に細川忠興(三斎)の灯籠について触れておきます。細川三斎の灯籠位置は仏殿から奥の院へ通ずる道筋に有り、左右には三河以来の譜第大名衆が灯籠を並べています。入り口側細川三斎の次に酒井忠高の灯籠が有り、奥側には板倉重宗の灯籠が並べられています。それらしいと言えば、いかにもそれらしい配置です。



台徳院銅灯籠(江戸東京博物館)

細川三斎は元和六年閏十二月致仕、従三位参議にまで上り詰めました。台徳院廟に灯籠を献納した多くの大名の中で、隠



居はこの細川三斎のみです。細川三斎については、『徳川御実紀』や『本光国師日記』に台徳院の御遺金として「金五百枚」を下賜されたことが見えていますので、答札の意味があつたのかもしれませんが、個別の灯籠について書き出すとキリが有りませんので、次に大猷院の灯籠配置について概観してみたいと思います。大猷院霊廟については、上野寛永寺の霊廟は享保五年に焼失し、以後再建されなかつたので今灯籠配置を知ることが出来ません。日光の大猷院廟は寛永寺の霊廟から幾らか遅れて造営が始まりましたが、現存する石灯籠の銘文から、諸大名は寛永寺、日光輪王寺の霊廟の双方に灯籠を献納しているのでは無いことが判ります。従ってここではあくまでも日光輪王寺の大猷院廟に献納された灯籠の配置を見てみることにしたいと思います。

大猷院廟では、山間部に造営された制約から、かなり窮屈に建物が配置されており、灯籠の配置も複雑な形になっています。

朝鮮通信使は仁王門の前で下乗していますが、大猷院の二十一回忌の様子を描いた一日



光山御堂惣図」では勅使は、仁王門から二天門に至りここで下乗して夜叉門から拝殿へ向かって行きます。

拝殿へ向かって行く経路はもう一つあります。仁王門からそのまま竜光院へ向かっていき、正面左手の階段から唐門前に向かう道筋です。

灯笼はこの二つの経路に沿って配置されています。個別の灯笼配置については、『日光輪王寺大猷院霊廟内の灯笼配置』で詳述していますので、ここでは勅額門を挟んでどの様な大名が灯笼を配置しているかを見るにとどめたいと思います。

図3に見られるように「勅額」を掲げている「二天門」と竜光院左手の石段によって区画される部分が仏殿、奥院拝殿のある霊域になります。

「二天門」の前には酒井忠清、保科正之の二人の少将の灯笼が配置され、

竜光院石段下には従四位下侍従奥平清良の灯笼が置かれています。仁王門から二天門の経路の主要な位置には、従四位下侍従の大名の灯笼が置かれその前後に従四位下の家格を持つ大名の灯笼が配置されています。「勅額門」の中に灯笼を配置した大名は全て崇伝の言う「官位高き大名衆。其外國持衆。」で従四位下侍従以上の家格を持つ大名ばかりです。ここでは「隠居大名」による灯笼の献納は有りません。

先を急ぐことにします。敝有院廟は残念ながら戦災によって失われてしまいい、しかも今のところ灯笼配置図が有るといふ話も聞いていません。従って一代後になります。これまで何度かご紹介した『上野東叡山灯笼建場図』によって常憲院の霊廟全体の灯笼配置を見ていくことにします。

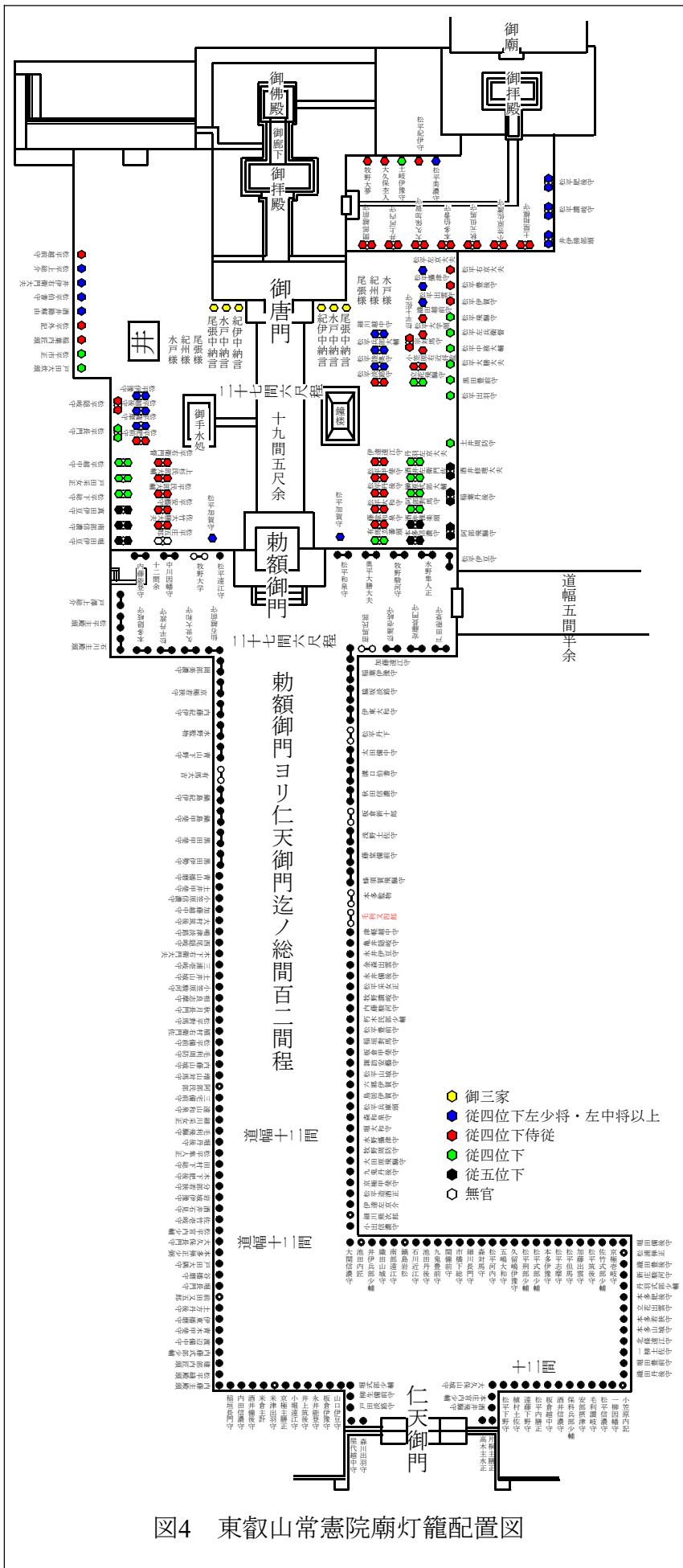


図4 東叡山常憲院廟灯笼配置図

外には従五位下と無官の大名の灯籠ばかりで、従四位下以上の大名が献納した灯籠は有りません。無官の大名は十五名でその内十四名は後従五位下に叙任します。残り一名毛利又四郎元朝は当時は毛利支藩の長府藩主でしたが、正徳三年に毛利本藩の養子となり享保二年従四位下に昇ります。しかし享保六年父に先立ちて亡くなり本藩の藩主となることはありませんでした。文昭院廟では、長府藩主として無官のまま勅額門内に銅灯籠を一基献納しています。

小川恭一氏は長府藩毛利家について

前期の秀元、光広、綱元(嫡子吉元)まで、官位特格・殿上元服で国持に准ずる家格で、伺候席は大広間である。元朝・元矩は若年元服前にて叙任賜諱なく不明であるが、家格が低下していたとは考えがたい。後期は並の大名で、柳間が定席である。〔『江戸幕藩大名家事典』〕

としています。

勅額門内に目を移します。図4に示されている勅額門内の灯籠には当時無官の大名が一家、従五位下の大名が八家あります。

無官の大名は

- 松平莊五郎宣維 出雲松江藩(86,000石) のち従四位下左少将
- 阿部飛騨守正喬 武蔵忍藩(100,000石) のち従四位下侍従 老中
- 酒井修理大夫忠音 若狭小浜藩(103,500石) のち従四位下侍従 老中
- 堀田伊豆守正虎 出羽山形藩(100,000石) のち従四位下 大坂城代
- 真田伊豆守幸道 信濃松代藩(100,000石) のち従四位下
- 南部信濃守利幹 陸奥南部藩(100,000石) のち従四位下
- 酒井雅楽頭親愛 上野前橋藩(150,000石) のち従四位下
- 稲葉丹後守正知 下総佐倉藩(102,000石) のち従四位下
- 本多信濃守忠直 大和郡山藩(110,000石) のち従四位下

本多忠直も元禄十五年十二月に従五位下に叙任しましたが、十五年後の享保二年五月に亡くなってしまい、しかも二代を経て無嗣断絶してしまうので、どの様な家格に有るのかは判りませんが、前の二代はそれぞれ従四位下まで進んでいます。従ってこれらの九大名は十萬石以上で従五位下叙任後何年か後に従四位下、又は従四位下侍従に昇る家格を持った大名家で有ることが判ります。小川恭一氏は『徳川礼典録』に収録された「寛保三年官位之覚」の

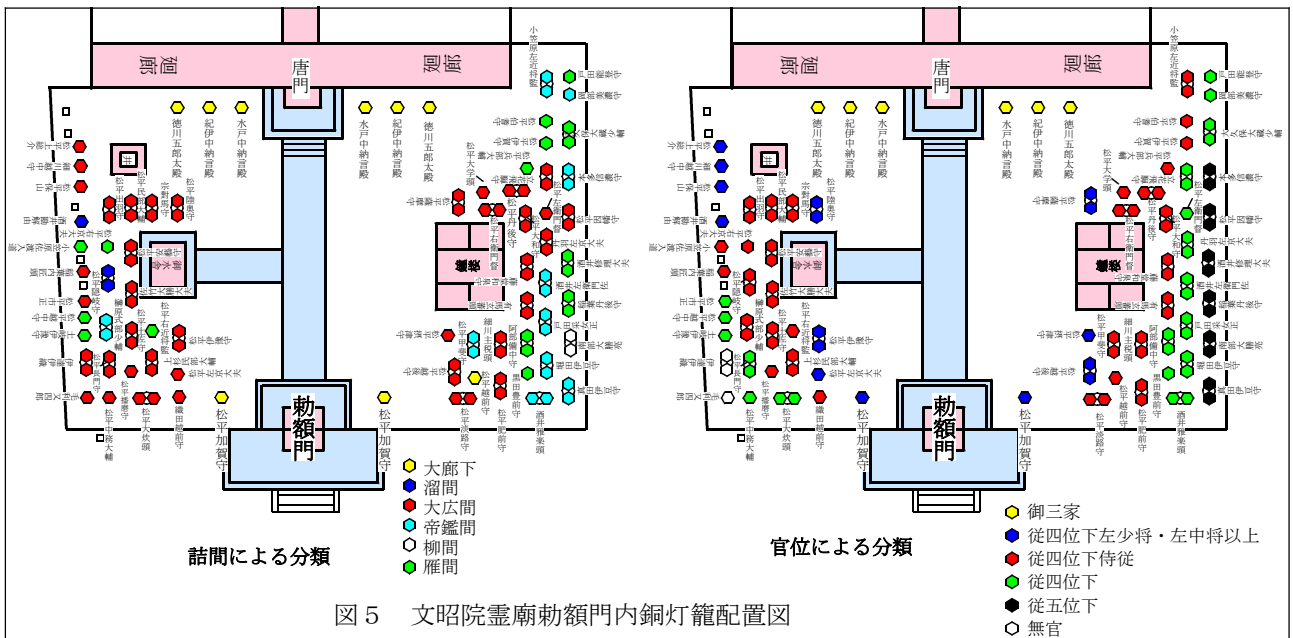


図5 文昭院靈廟勅額門内銅灯籠配置図

「大名十萬石以上之五位、是又五位より三十年経候は、四品可被仰付事」によりこのクラスの名を位置づけています。但し氏が「寛保三年官位之覚」を「柳営秘鑑」と同時期の「官爵叙任の基準」として居る様に、私たちが今考察している宝永・正徳期からは三十年近い隔たりが有ることになります。

ましてそれより以前の時期にまで遡って家格を判定することにはかなり無理が有る様に思われます。

一方武家の家格は織豊期に朝廷内の叙任制度の中で形作られた物を独自の武家官位制に組み替えながら整理し、新たな先例を積み上げて成立していきます。「寛保三年官位之覚」も積み上げられてきた結果ですから、葬送儀礼という大きな枠組みの中に現れてくる結果を一つ一つ読み解いていくと貴重な手掛かりになっていると言えます。

さて隠居大名です。隠居大名が十一名居ます。

牧野大夢成貞 側用人従四位下侍従(貞享二年十二月)

大久保奎入忠朝 老中 従四位下侍従(延宝八年八月)

松平美濃守吉保 側用人・大老 従四位下侍従・左少将(元禄十一年七月)

戸田大炊頭忠時 従四位下(宝永二年三月) 甲府藩付家老・家宣側用人

松平市正直明 従四位下(延宝三年十二月)

稲葉内匠頭正往 老中 従四位下侍従(天和元年十二月)

松平外記綱近 従四位下侍従(延宝三年十二月)

酒井勘解由忠拳 従四位下侍従・左少将(宝永二年二月)

松平伯耆守綱清(池田) 従四位下侍従・左少将(元禄八年十二月)

井伊右衛門大夫直該 従四位下侍従・左少将(延宝八年十月)

松平上総介綱村(伊達) 従四位上・左中将(元禄八年十二月)

このうち牧野成貞と戸田忠時を除く九名は、後継者が銅灯籠を献納していません。牧野成貞は常憲院綱吉の側用人。戸田忠時は徳川家宣が甲府藩主であったときに付家老となり、家宣が綱吉の継承者となって江戸城西の丸に入ったときに側用人になっています。

牧野成貞、大久保忠朝、松平(柳沢)吉保を除く八名の隠居の灯籠は、唐門左手に並べられています。戸田忠時から松平(伊達)綱村まで官位順、同じ官位なら先任順に奥の位置に並べられています。最後に松平越前守信清ですが、上野吉井の鷹司松平家は僅か一万石ですが、徳川一門として高い家格を持っています。

常憲院廟では仏殿から奥院御廟の間に仕切門が有り、この門から御廟拝殿までの間に、幕府の主要な役職にあった大名の灯籠が並べられています。仕切門から御廟へ向かって左側に奥から

○間部越前守詮房 老中格 従四位下侍従(宝永六年四月)

○井上河内守正岑 老中 従四位下侍従(宝永三年十二月)

○大久保加賀守忠増 老中 従四位下侍従(宝永二年十二月)

○本多伯耆守正永 老中 従四位下侍従(宝永元年十二月)

○秋元但馬守喬知 老中 従四位下侍従(元禄十三年十二月)

○小笠原佐渡守長重 老中 従四位下侍従(元禄四年閏八月)

○土屋相模守政直 京都所司代・老中 従四位下侍従(貞享二年十月)

仕切門から御廟へ向かって右側に奥から

○土岐伊予守頼殷 大坂城代 従四位下(元禄十四年十月)

○松平紀伊守信庸 京都所司代・老中 従四位下侍従(元禄十年四月)

の順に灯籠が配置されています。いずれも御廟に向かって官位順先任順になっています。但し役職への就任順にはなっていません。また次の三大名は

奥院拝殿前に向かって

○井伊掃部頭直通

従四位下侍従・左少将(宝永六年七月)

○松平讃岐守頼豊(水戸) 従四位下侍従・左少将(宝永五年三月)

○松平肥後守正容(保科) 従四位下侍従・左少将(貞享四年四月)

の順に配置されています。いわゆる定溜の三家ですが、叙任順です。実は先に隠居大名のところで触れた稲葉正往も綱吉政権では、牧野成貞、大久保忠朝と共に老中を務めました。何故か唐門左脇に配置されています。理由はよく分かりません。

隠居大名についてもう一点確認をしておきます。『江戸幕府大名武鑑編年集成』では宝永二年の「宝永武鑑大成」に32名の隠居大名を書き上げています。また正徳元年の「賞延武鑑」にも42名の隠居大名を書き上げられています。細かく書き出すことはしませんが、常憲院勅額門内に灯籠を献納した十一名の大名以外で従四位下以上の家格の大名は居ません。また、勅額門外に石燈籠を献納した隠居大名も有りません。

この辺りの事情は、『文昭院殿御実紀』に有りました。宝永六年七月十日の項です。

○十日東叡山 常憲院 殿靈廟に土屋相模守政直代参す。又 同廟に。三家はじめ諸大名銅石の燈籠を献ずること。四品十万石以上は。致仕せし人々も献ずべしと命ぜらる。

四品十万石以上ですから隠居大名で灯籠を献ずる事が出来たのは勅額門内に灯籠を献ずる家格を持った者だけだったと言うことになります。

勅額門内の灯籠配置は唐門から勅額門に向かって、目立つ位置に官位順に綺麗に並んでいることが判ります。加賀の前田家が勅額門内左右に配されているのも(厳有院は不明ですが)常憲院以後の定位置になります。

この他勅額門内に配置された個別の灯籠について考察してみたいこともあります。常憲院靈廟については今後『徳川家靈廟奉献石燈籠の成立と展開』の続稿で取り上げることにしていきますので、ここでは主題となる文昭院靈廟勅額門内の灯籠配置について考察を続けることにしたいと思います。

図5に文昭院靈廟勅額門内の銅灯籠の配置図を掲げておきます。拝殿から仕切り門を抜けて奥の院に至る通路に配置された灯籠は別に記述します。図の左側は本丸御殿に於ける大名の詰間(控の間)による分類。右は官位による分類で色分けをしています。

徳川家宣(文昭院)が薨去するのは、正徳二年十月十四日。六代將軍となっ

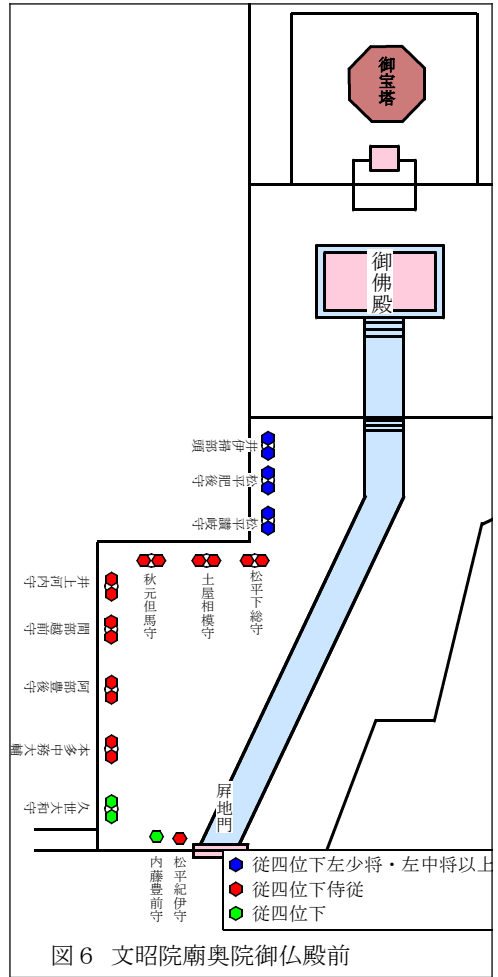


図6 文昭院廟奥院御仏殿前

て僅かに四年の後ですから献納する大名にも余り大きな変化は有りません。それにも関わらず灯籠の見せ方に相違が有るのは、それなりに意見が有ったからかもしれません。

詰間による分類では南部大膳亮の柳間が目立つだけで、余り大きな特徴は出ません。国持大名の場合、官位と詰間は余り動くことが有りませんので、この様な傾向になるのかもしれない。

無官の大名では常憲院廟で触れたように長門長府藩の毛利又四郎(元朝)が勅額門外から内に入ってきます。伊予守和島藩の伊達伊織(村年)は伊達宗賢が正徳元年二月十八日に亡くなり四月十四日に相続したばかりです。

常憲院廟で八名居た従五位下の大名のうち、真田伊豆守幸道、南部大膳亮利幹、稲葉丹後守正知、酒井修理大夫忠音、本多信濃守忠直はこの時はまだ従五位下のまま。酒井雅楽頭親愛と堀田伊豆守正虎は従四位下に、阿部飛騨守正喬は正徳元年四月に老中となり、従四位下侍従となります。

逆に従四位下で有った越後高田藩の松平越中守定重は正徳二年九月七日に致仕し相続した松平因幡守定達に従五位下で銅灯籠を献納しています。

松平越中守定重は今度は隠居大名として銅灯籠を献納することになりました。

隠居大名は松平越中守定重を含めて八名になります。

- 土岐伊予守頼殷 元禄十四年十月 従四位下 大坂城代・京都所司代格
- 松平越中守定重 元禄元年十二月 従四位下
- 松平市正直明 延宝三年十二月 従四位下

- 稲葉内匠頭正往 天和元年十二月 従四位下侍従 老中
  - 小笠原長重 元禄四年閏八月 従四位下侍従 京都所司代
  - 酒井勘解由忠挙 宝永二年二月 従四位下左少将
  - 松平保山入道吉保 元禄十一年七月 従四位下左少将 老中
  - 細川越中守綱利 元禄九年十二月 従四位下左少将
  - 松平上総介綱村 元禄八年十二月 従四位上左中将
  - 常憲院廟では、隠居大名は十一名でしたが、牧野大夢成貞(正徳二年)、大久保入忠朝(正徳二年)、戸田大炊頭忠時(正徳二年)、松平外記綱近(宝永六年)、松平伯耆守綱清(鳥取池田)(正徳元年) 五名が亡くなり、井伊右衛門大夫直該は宝永七年十一月に彦根藩主に復帰、正徳元年二月十三日には大老、十月朔日には正四位上、左中将となります。
  - 土岐伊予守頼殷(正徳三年致仕)、細川越中守綱利(正徳二年七月致仕)が加わり、この八名が拝殿左側に灯籠を並べて献納します。並び順はここでも官位順、先任順になっています。
  - 最後に拝殿から奥院仏殿へ続く通路に並んだ銅灯籠について見ていくことにします。常憲院廟と同じくここには家宣政権を支えた幕閣の中樞の大名が並んでいます。
  - 井伊掃部頭直該 大老 正徳元年十月朔日 正四位上左中将
  - 松平肥後守正容 正徳二年十二月六日 正四位下左中将
  - 松平讃岐守頼豊 宝永五年三月四日 従四位下左少将
  - 松平下総守忠雅 正徳三年閏五月四日 従四位下左少将
  - 土屋相模守政直 貞享二年十月六日 従四位下侍従
  - 秋元但馬守喬知 老中 元禄十三年十二月四日 従四位下侍従
  - 井内河内守正岑 老中 宝永三年十二月十五日 従四位下侍従
  - 間部越前守詮房 老中格 宝永六年四月十五日 従四位下侍従
  - 阿部豊後守正喬 老中 正徳元年六月朔日 従四位下侍従
  - 本多中務大輔忠良 老中次班 正徳元年六月朔日 従四位下侍従
  - 久世大和守重之 老中 正徳三年八月二十三日 従四位下
  - 内藤豊前守弼信 大坂城代 正徳二年五月十五日 従四位下
  - 松平紀伊守信庸 京都所司代 元禄十年四月十九日 従四位下侍従
- 並び順は御仏殿手前から官位順、先任順になっているのが判ります。久世重之が老中となり従四位下に叙任したのは正徳三年八月なので、一周忌前では有りませんが微妙な時期とも思われます。

#### 4. 結語

この稿の本来の目的である文昭院廟の勅額門を超えて銅灯籠を献納出来る大名とは誰かという問いに答えなくてはならないと思います。本光国師崇伝が台徳院廟の時に示した灯籠配置のプランを元に勅額門内の灯籠配置がどの様に整えられていったか纏めて見てみることにします。

①官位高き大名衆。其外國持衆。

台徳院廟以来勅額門内拝殿前に灯籠を献納してきた大名。日光大猷院でも勅額門内に献納しています。

②御連枝衆。其外ちかき御一門方

御三家を初め台徳院廟では奥院仏殿前に灯籠を献納した御連枝の大名。日光大猷院廟では、勅額門内に灯籠を献納しますが、一部は勅額門外の通路の要所に配置されています。

③つね／＼に 御前ちかく御奉公被致候衆

台徳院廟では奥院御仏殿近くに灯籠を献納した十万石前後の大名。日光大猷院廟では勅額門外の要所、または目立つ位置に配置されました。家格としては十万石以上初任で従五位下ですが、後に従四位下に昇任する大名です。

常憲院廟以降ではこのうち老中、京都所司代、大坂城代等のいわゆる幕閣に名を連ねた大名は、拝殿から奥院仏殿前に配置されることとなります。

④隠居大名

崇伝は隠居大名の献納に関して触れていませんが、台徳院に一例のみ見えます。日光大猷院廟では献納が無く、常憲院廟以降四品十万石以上の大名に認められることとなります。有章院廟への献灯については『御触書寛保集成』に

五二二 享保元申年九月

(一)

増上寺 有章院様 御佛殿え、從諸大名銅燈籠

石燈籠献上二付、相渡書付之覺

増上寺 有章院様 御佛殿え、銅燈籠石燈籠可被獻

之候、寸法等之儀は、去巳年之通可被心得候、

右、來年二月上旬迄、出來候様可被致候以上。

九月

右は侍從、四品、拾万石以上、同隠居え、銘々達之、

(二)

増上寺 有章院様 御佛殿え、石燈籠可有献上候、

寸法等之儀は、去巳年之通可被心得候、

右、來年二月上旬迄二、出來候様可被致候以上、

九月

右は拾万石以下壹万石以上え、銘々達之、

と官位、石高によつて書き分けた奉書が記録されていますので、文昭院廟と同じ基準で献納が行われた物と思われませんが、以後については、記録も無くしかも銅灯籠の残存率は極めて低いので、今後絵図などの古記録として現れてくるのを待つばかりです。

勅額門内に灯籠を献納する大名は、大名家格の整備を経て、常憲院廟、文昭院廟で従四位下以上に昇りうる家格を持つ大名家に絞られたことになりました。

將軍家靈廟に歴代勅額の下賜を受け、その勅額を掲げた門により大名の序列化、家格による統制が強められて行ったことを伺うことが出来る様に思われます。

この稿では厳有院靈廟については触れませんでした、残された絵図から常憲院靈廟とほぼ同じ規模で造営されたことが判っています。従つて厳有院靈廟から、勅額門で仕切られた仏殿の奥に奥院宝塔が付属する形で配置される靈廟構造が完成した物と考えられます。

津輕藩の江戸藩邸日記には、献納できる灯籠の数が制限された経緯が詳細に記録されています。

『寛文朱印留』により大名領国が確定すると共に、大名家格の整備も進められ宝永六年三月七日には

近年万石以上の輩襲封の後といへども。おぼし召にて叙爵するもせざるもありしが。今より万石以上の人々。みな叙爵有べしと仰下さる。これは將軍宣下大禮行はるゝ日近ければ。装束あらかじめ調べきため。けふ令せらるゝとなり。  
(『文昭院殿御実紀』)

として万石以上の大名の家格が確立していきます。家格制の大きな流れに関しては、既に松平秀治氏が『大名家格制』の問題点』の中で要点を整理されています。

家格制は、慶長一一年の武家官位は幕府の推挙によるものという奏請に

よって成立する端緒を得、その後寛永期までの高位高官への叙任時代から、低く抑える時期に移行し、寛文・延宝期までにはほぼ固定して、家格制成立をみる。高位高官への叙任時代から次の低く抑える時期に移行する時点は、寛永一年の家光上洛にあると言えよう。即ち、前回の上洛が高位高官への叙任の極致であったのに対し、一年のときは従四位下侍従を最高に、主に譜代大名を対象とした。つまり外様大名主体の高位高官叙任から、譜代大名主体のやや低い叙任へと移行して、家格制成立への第一歩を象徴しているかの如く受け取ることができる。寛文・延宝期前の家格制成立後暫く安定期を迎え、宝暦〜天明期より徐々に変動しはじめていくといえる。しかし江戸時代を通じて、従五位下止まりの小大名もかなり存在したことも見逃せない。

家綱の時代に確立した大名家格は、薨去後の叡有院霊廟に反映され「勅額門」によって従四位下以上の家格を持った大名が、従五位下の家格の大名と区分されます。おそらく江戸城本丸御殿に於ける殿中席もこの流れの中で形が出来上がっていった物と思われます。以後細かい変動は有る物の有章院霊廟までこの形は維持されました。有徳院以後は新たに霊廟が造営されることはありませんでしたが、文恭院迄灯籠は霊廟内に重厚に配置される事になりました。

(2022.7.9)